

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人あすなろ会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 理事長を除く役員等には、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬等を支給する。ただし、この法人の職員の立場を有する理事に対しては、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合に限り報酬等を支給する。

- 2 理事長には、理事長の職務執行の対価として月額報酬及び退職慰労金を支給する。
- 3 監事には、第1項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,200万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 3 理事長の報酬月額、別表「理事長の月額報酬」のうちから、評議員会の決議によって定める額とする。
- 4 理事長を除く理事及び評議員に対する報酬は、別記1「理事長を除く理事及び評議員の報酬」に定める額とする。

- 5 各々の監事の報酬は、別記2「監事の報酬」に定める額とする。
- 6 理事長に対する退職慰労金は、別記3「理事長の退職慰労金」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

- 第5条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 この法人を主たる勤務場所とする役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を職員の例により支給する。ただし、法人の職員として支給されている場合を除く。
 - 3 役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、職員の例により支給することができる。

(報酬等の支給日)

- 第6条 理事長の月額報酬は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 理事長を除く役員等の報酬は、必要の都度支払うものとする。
 - 3 理事長の退職慰労金は、理事長の任期が満了又は辞任した日以後、速やかに支払うものとする。ただし、理事長が理事長の任期を重ねた場合の在職年数は、通算するものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月20日(評議員会議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(施行日)

この規程は平成30年3月22日(評議員会議決日)から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この規程は令和7年6月18日(評議員会議決日)から施行し、令和7年6月21日から適用する。

別表 理事長の月額報酬

号俸	支給基準額
1号	月額 511,700円
2号	月額 543,950円
3号	月額 576,200円
4号	月額 608,450円
5号	月額 640,700円
6号	月額 672,950円
7号	月額 705,200円

別記1 理事長を除く理事及び評議員の報酬
会議等出席の都度 1人一律6,000円

別記2 監事の報酬
会議等の出席及び監事業務の都度 1人一律6,000円

別記3 理事長の退職慰労金
退職時の月額報酬×在職年数に応じた支給基準
在職年数に応じた支給基準
在職年数 満 2年未満 : 支給基準 1. 0
在職年数 満 4年未満 : 支給基準 2. 0
在職年数 満 6年未満 : 支給基準 3. 0
在職年数 満 8年未満 : 支給基準 4. 0
在職年数 満 10年未満 : 支給基準 5. 0
在職年数 満 15年未満 : 支給基準 7. 0
在職年数 満 15年以上 : 支給基準 8. 0

※ 理事の報酬については、内閣府令で定められる民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該法人の経理の状況、その他の事情を考慮して不当に高額なものにならないこととすることから、国税庁実施の民間給与実態統計調査における役員平均年収額を参考とする。

※ 参考 国税庁実施 民間給与実態統計調査

(平成 25 年度)

全国平均 (全体 451 万人)	613 万円 (月額 51 万円)
------------------	-------------------

(平成 26 年度)

全国平均 (全体 462 万人)	607 万円 (月額 50 万円)
------------------	-------------------

(平成 27 年度)

全国平均 (全体 439 万人)	629 万円 (月額 52 万円)
------------------	-------------------

(平成 28 年度)

全国平均 (全体 447 万人)	634 万円 (月額 53 万円)
------------------	-------------------

(平成 29 年度)

全国平均 (全体 439 万人)	667 万円 (月額 56 万円)
------------------	-------------------

(平成 30 年度)

全国平均 (全体 456 万人)	687 万円 (月額 57 万円)
------------------	-------------------

(平成 31 年度)

全国平均 (全体 462 万人)	655 万円 (月額 55 万円)
------------------	-------------------

(令和 2 年度)

全国平均 (全体 473 万人)	657 万円 (月額 55 万円)
------------------	-------------------

(令和 3 年度)

全国平均 (全体 339 万人)	710 万円 (月額 59 万円)
------------------	-------------------

(令和 4 年度)

全国平均 (全体 391 万人)	731 万円 (月額 61 万円)
------------------	-------------------

(令和 5 年度)

全国平均 (全体 379 万人)	737 万円 (月額 61 万円)
------------------	-------------------